

総務第37号

令和5年6月8日

久慈市議会議員 畑中勇吉様

久慈市長 遠藤譲一

議案等の送付について

第34回久慈市議会定例会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	令和5年度久慈市一般会計補正予算(第3号)	総務部
議案第2号	令和5年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算(第1号)	産業経済部
議案第3号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第4号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第5号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第6号	市税条例の一部を改正する条例	総務部
議案第7号	地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	企業立地港湾部
報告第1号	令和4年度久慈市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	総務部
報告第2号	令和4年度久慈市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	総務部
報告第3号	令和4年度久慈市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	上下水道部
報告第4号	令和4年度久慈市下水道事業会計予算繰越計算書の	上下水道部

報告について

報告第5号	児童福祉審議会条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について	生活福祉部
報告第6号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について	生活福祉部
報告第7号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について	生活福祉部
報告第8号	職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について	山形総合支所

議案第1号

令和5年度

久慈市一般会計補正予算

(第3号)

令和5年度久慈市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度久慈市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ806,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,229,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 3,390,546	千円 737,077	千円 4,127,623
	2 国庫補助金	1,056,689	737,077	1,793,766
15 県支出金		1,511,666	16,073	1,527,739
	2 県補助金	545,486	16,073	561,559
18 繰入金		1,017,887	17,502	1,035,389
	1 基金繰入金	1,017,887	17,502	1,035,389
20 諸収入		697,596	26,396	723,992
	4 雑入	453,336	26,396	479,732
21 市債		1,244,400	9,600	1,254,000
	1 市債	1,244,400	9,600	1,254,000
歳 入 合 計		20,422,905	806,648	21,229,553

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,706,673	千円 464,521	千円 3,171,194
	1 総務管理費	2,245,229	464,521	2,709,750
3 民生費		6,667,458	21,364	6,688,822
	1 社会福祉費	3,287,540	14,230	3,301,770
	2 児童福祉費	2,703,020	3,558	2,706,578
	3 生活保護費	676,898	3,576	680,474
4 衛生費		1,549,876	31,447	1,581,323
	1 保健衛生費	893,896	31,447	925,343
6 農林水産業費		840,233	138,270	978,503
	1 農業費	307,491	120,930	428,421
	2 林業費	290,070	5,836	295,906
	3 水産業費	242,672	11,504	254,176
7 商工費		868,553	95,290	963,843
	1 商工費	868,553	95,290	963,843
8 土木費		1,755,574	15,126	1,770,700
	2 道路橋梁費	1,258,307	1,557	1,259,864
	5 都市計画費	370,257	13,569	383,826
9 消防費		1,100,879	6,160	1,107,039
	1 消防費	1,100,879	6,160	1,107,039
10 教育費		2,262,032	34,470	2,296,502
	1 教育総務費	223,679	0	223,679
	2 小学校費	762,876	16,409	779,285
	3 中学校費	245,834	2,772	248,606
	4 社会教育費	390,285	12,126	402,411
	5 保健体育費	639,358	3,163	642,521
歳 出 合 計		20,422,905	806,648	21,229,553

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防犯灯整備事業	千円 41,500	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
除雪機械整備事業	2,200	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	344,400	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 37,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
7,500	同上	同上	同上
353,200	同上	同上	同上

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	3,390,546	737,077	4,127,623
15 県支出金	1,511,666	16,073	1,527,739
18 繰入金	1,017,887	17,502	1,035,389
20 諸収入	697,596	26,396	723,992
21 市債	1,244,400	9,600	1,254,000
歳入合計	20,422,905	806,648	21,229,553

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,706,673	464,521	3,171,194
3 民生費	6,667,458	21,364	6,688,822
4 衛生費	1,549,876	31,447	1,581,323
6 農林水産業費	840,233	138,270	978,503
7 商工費	868,553	95,290	963,843
8 土木費	1,755,574	15,126	1,770,700
9 消防費	1,100,879	6,160	1,107,039
10 教育費	2,262,032	34,470	2,296,502
歳出合計	20,422,905	806,648	21,229,553

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
461,024	△4,500		7,997
16,810			4,554
31,064			383
142,145			△3,875
91,000			4,290
△1,207	5,300	10,000	1,033
			6,160
12,314	8,800	16,396	△3,040
753,150	9,600	26,396	17,502

2 歳 入

14款 国庫支出金
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	223,701	583,112	806,813
2 民生費補助金	172,524	2,830	175,354
3 衛生費補助金	128,685	21,181	149,866
4 土木費補助金	471,999	△4,546	467,453
7 農林水産事業費補助金	0	109,500	109,500
8 商工費補助金	0	25,000	25,000
計	1,056,689	737,077	1,793,766

15款 県支出金
2項 県補助金

1 総務費補助金	62,859	9,983	72,842
5 農林水産業費補助金	196,516	717	197,233
7 教育費補助金	6,952	373	7,325
8 商工費補助金	15,700	5,000	20,700
計	545,486	16,073	561,559

18款 繰入金
1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	405,256	17,502	422,758
計	1,017,887	17,502	1,035,389

20款 諸取入
4項 雑入

4 雑入	452,836	26,396	479,232
計	453,336	26,396	479,732

21款 市債
1項 市債

1 総務債	50,400	△4,500	45,900
4 土木債	537,700	5,300	543,000
6 教育債	347,600	8,800	356,400
計	1,244,400	9,600	1,254,000

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 地域活性化	137,341	デジタル山園都市国家構想交付金	1,214
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	136,127
3 エネルギー	445,771	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	445,771
2 児童福祉	1,578	保育対策総合支援事業費補助金	1,578
3 生活保護	1,252	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,252
2 保健衛生	21,181	母子保健衛生費国庫補助金(1/2)	381
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	20,800
1 土木	△4,546	社会資本整備総合交付金(除雪機械整備事業)	△4,546
1 農業振興	109,500	農山漁村活性化整備対策費補助金	109,500
1 観光費	25,000	観光コンテンツ造成支援事業	5,000
		地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業	20,000

3 地域活性化	300	移住定住促進事業費補助金	300
4 地域経営推進費	9,683	地域経営推進費	9,683
2 農業振興	717	経営所得安定対策推進事業	717
2 学校教育	373	緊急スクールカウンセラー等活用事業	373
1 商工業振興	5,000	クリーンエネルギー導入支援事業費補助金	5,000

1 財政調整基金繰入金	17,502	財政調整基金繰入金	17,502
-------------	--------	-----------	--------

21 雑入	16,396	地域文化施設公演事業	5,000
		ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業助成金	3,000
		埋蔵文化財発掘等調査事業委託料	8,396
22 コミュニティ	10,000	自治総合センターコミュニティ助成金	10,000

2 総務管理	△4,500	防犯灯整備事業債	△4,500
1 道路橋梁	5,300	除雪機械整備事業債	5,300
1 文教施設	8,800	学校教育施設等整備事業債	8,800

14款 国庫支出金 15款 県支出金 18款 繰入金 20款 諸取入 21款 市債

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	千円 199,682	千円 6,675	千円 206,357	千円	千円	千円	千円 6,675
6 企画費	674,266	457,672	1,131,938	456,024			1,648
8 市民センター費	224,863	174	225,037				174
10 諸費	83,170	0	83,170	5,000	△4,500		△500
計	2,245,229	464,521	2,709,750	461,024	△4,500		7,997

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,932,737	12,000	1,944,737	12,000			
2 老人福祉費	1,348,885	2,230	1,351,115				2,230
計	3,287,540	14,230	3,301,770	12,000			2,230

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	413,672	1,980	415,652	1,980			
-----------	---------	-------	---------	-------	--	--	--

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	千円 4,175	庁舎維持管理費	千円 4,175
11 役務費	740	管財経費	2,500
12 委託料	1,760		
1 報酬	2,088	地域公共交通事業費	1,056
3 職員手当等	289	地域おこし協力隊設置経費	5,612
4 共済費	400	太古ロマンのまちづくり推進事業費	
7 報償費	10	(財源更正)	459
8 旅費	370	脱炭素先行地域推進事業費	445,184
10 需用費	487	久慈広域道の駅維持管理費	
11 役務費	289	(財源更正)	3,974
12 委託料	868	移住定住促進事業費補助金	300
13 使用料及び賃借料	312	公共交通燃油価格高騰対策支援金	5,520
15 原材料費	102		
18 負担金、補助及び交付金	452,457		
10 需用費	174	市民センター運営管理費	174
12 委託料	△12,991	防犯灯設置・維持管理経費	△12,991
14 工事請負費	12,991	市有防犯灯LED化事業費	12,991

7 報償費	210	災害時避難行動要支援者支援事業費	
12 委託料	△210	(組替)	210
18 負担金、補助及び交付金	12,000	住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業費	12,000
7 報償費	△657	敬老事業経費	△388
8 旅費	30	山形老人福祉センター補修経費	913
10 需用費	946	高齢者福祉計画策定事業費	388
11 役務費	594	高齢者補聴器購入費助成事業費	1,317
19 扶助費	1,317		

18 負担金、補助及び交付金	1,980	保育施設等物価高騰対策支援給付金	1,980
----------------	-------	------------------	-------

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉運営費	千円 2,160,773	千円 1,578	千円 2,162,351	千円 1,578	千円	千円	千円
計	2,703,020	3,558	2,706,578	3,558			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 1,578	保育環境改善等補助金	1,578

3款 民生費
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	61,898	3,576	65,474	1,252			2,324
計	676,898	3,576	680,474	1,252			2,324

12 委託料	5,070	生活保護法施行事務費	3,576
13 使用料及び賃借料	△1,494		

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	435,666	10,647	446,313	10,264			383
3 予防費	346,465	20,800	367,265	20,800			
計	893,896	31,447	925,343	31,064			383

12 委託料	△279	母子保健事業費	
17 備品購入費	1,043	(組替)	279
18 負担金、補助及び交付金	9,883	母子保健医療対策総合支援事業費 水道事業会計補助金	764 9,883
18 負担金、補助及び交付金	20,800	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	20,800

6款 農林水産業費
1項 農業費

3 農業振興費	53,933	113,930	167,863	113,865			65
4 畜産業費	72,947	7,000	79,947	7,000			
計	307,491	120,930	428,421	120,865			65

1 報酬	613	経営所得安定対策等推進事業費	782
3 職員手当等	12	農山漁村活性化整備対策費補助金	109,500
4 共済費	117	菌床しいたけ生産燃油価格高騰対策臨時給付金	3,648
8 旅費	40		
18 負担金、補助及び交付金	113,148		
18 負担金、補助及び交付金	7,000	畜産農家経営支援臨時給付金	7,000

6款 農林水産業費
2項 林業費

2 林業振興費	256,956	5,836	262,792	5,755			81
計	290,070	5,836	295,906	5,755			81

18 負担金、補助及び交付金	5,836	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業補助金 林業燃油価格高騰対策支援事業費	81 5,755
----------------	-------	---	-------------

3款 民生費 4款 衛生費 6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 水産業総務費	90,387	2,916	93,303	2,916			
2 水産業振興費	32,647	8,588	41,235	12,609			△4,021
計	242,672	11,504	254,176	15,525			△4,021

7款 商工費
1項 商工費

2 商工業振興費	418,870	66,000	484,870	66,000			
3 観光費	209,543	29,290	238,833	25,000			4,290
計	868,553	95,290	963,843	91,000			4,290

8款 土木費
2項 道路橋梁費

2 道路維持費	793,805	1,557	795,362	△4,546	5,300		803
計	1,258,307	1,557	1,259,864	△4,546	5,300		803

8款 土木費
5項 都市計画費

3 公共下水道費	270,483	3,339	273,822	3,339			
4 公園費	27,394	10,230	37,624			10,000	230
計	370,257	13,569	383,826	3,339		10,000	230

9款 消防費
1項 消防費

5 災害対策費	68,565	6,160	74,725				6,160
計	1,100,879	6,160	1,107,039				6,160

10款 教育費
1項 教育総務費

5 教育研究指導費	23,761	0	23,761	373			△373
計	223,679	0	223,679	373			△373

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	2,916	下水道事業会計補助金	2,916
18 負担金、補助及び交付金	8,588	ギンザケ養殖施設リース補助金 (財源更正)	4,151
		漁業者燃油価格高騰対策臨時給付金	8,200
		久慈地域「海の幸」販売拡大プロモーション補助金	388

12 委託料	60,000	久慈市プレミアム付商品券等発行事業費	60,000
24 積立金	6,000	新型コロナウイルス感染症対策中小企業者利子等補給事業基金積立金	6,000
10 需用費	3,190	観光施設維持管理費	3,190
12 委託料	26,100	観光コンテンツ造成支援事業費	6,100
		地域一体型ガストロミーツーリズムの推進事業費	20,000

14 工事請負費	787	道路維持補修経費	787
17 備品購入費	770	除雪機械整備事業費	770

18 負担金、補助及び交付金	3,339	下水道事業会計補助金	3,339
17 備品購入費	10,230	公園整備事業費〔単独〕	10,230

10 需用費	6,160	防災センター維持管理経費	6,160
--------	-------	--------------	-------

		スクールソーシャルワーカー派遣事業費 (財源更正)	373
--	--	------------------------------	-----

10款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	345,814	69	345,883				69
2 教育振興費	98,747	0	98,747	1,272			△1,272
3 学校建設費	318,315	16,340	334,655		8,800		7,540
計	762,876	16,409	779,285	1,272	8,800		6,337

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	178,695	2,772	181,467				2,772
2 教育振興費	67,139	0	67,139	783			△783
計	245,834	2,772	248,606	783			1,989

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	129,709	12,126	141,835			11,396	730
3 文化会館費	169,718	0	169,718			5,000	△5,000
計	390,285	12,126	402,411			16,396	△4,270

10款 教育費
5項 保健体育費

2 体育施設費	113,182	440	113,622				440
3 学校給食費	469,140	2,723	471,863	9,886			△7,163
計	639,358	3,163	642,521	9,886			△6,723

節		説 明	千円
区 分	金 額		
8 旅費	40	学校維持補修経費	69
18 負担金、補助及び交付金	29		
		情報処理教育振興事業費 (財源更正)	1,272
11 役務費	157	久慈湊小学校移転改築事業費	16,340
12 委託料	16,183		

10 需用費	869	学校維持補修経費	2,772
14 工事請負費	1,903		
10 需用費	△5	情報処理教育振興事業費 (組替)	5
21 補償、補填及び賠償金	5		

1 報酬	1,315	埋蔵文化財発掘等調査事業費	8,396
2 給料	3,920	ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業費	3,730
3 職員手当等	428		
4 共済費	1,042		
7 報償費	150		
8 旅費	387		
10 需用費	235		
11 役務費	11		
12 委託料	3,220		
13 使用料及び賃借料	1,418		
		文化会館自主事業費 (財源更正)	5,000

10 需用費	440	体育施設維持管理費	440
10 需用費	2,723	学校給食センター運営管理費	2,723
12 委託料	526		
14 工事請負費	△526		

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(300) 356	327,946	1,394,225	825,470	2,547,641	717,193	3,264,834	
補正前	(286) 356	323,930	1,390,305	824,741	2,538,976	715,634	3,254,610	
比較	(14)	4,016	3,920	729	8,665	1,559	10,224	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,522	23,651	1,083	468	20,472	117,028
補正前	39,522	23,549	1,083	468	20,472	117,028
比較		102				
区分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,237		21,320	572,197	492	
補正前	29,237		21,320	571,570	492	
比較				627		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(8) 334		1,236,959	717,891	1,954,850	607,751	2,562,601	
補正前	(8) 334		1,236,959	717,891	1,954,850	607,751	2,562,601	
比較	()							

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,522	16,671	1,083	468	20,472	109,704
補正前	39,522	16,671	1,083	468	20,472	109,704
比較						
区分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	29,237		21,320	478,922	492	
補正前	29,237		21,320	478,922	492	
比較						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(292) 22	327,946	157,266	107,579	592,791	109,442	702,233	
補正前	(278) 22	323,930	153,346	106,850	584,126	107,883	692,009	
比較	(14)	4,016	3,920	729	8,665	1,559	10,224	

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
補正後	6,980			7,324	93,275
補正前	6,878			7,324	92,648
比較	102				627

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	4,016	その他の 増減分	4,016	○実績見込みによる増	
給 料	3,920	その他の 増減分	3,920	○実績見込みによる増	
職員手当	729	その他の 増減分	729	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,466,223	45,900	104,073	1,408,050
2 民生債	72,653		30,325	42,328
3 衛生債	1,524,223		78,016	1,446,207
4 農林水産業債	1,731,145	70,200	215,310	1,586,035
5 商工債	1,752,842	18,600	57,887	1,713,555
6 土木債	2,996,646	543,000	508,051	3,031,595
7 消防債	136,766	77,300	34,671	179,395
8 教育債	1,887,764	356,400	366,660	1,877,504
9 災害復旧債	2,962,348		272,915	2,689,433
10 歳入欠かん債	1,301		1,301	
11 減収補てん債	45,827		3,484	42,343
12 住民税等減税補てん債	20,576		8,839	11,737
13 臨時財政対策債	6,700,528	142,600	651,007	6,192,121
合 計	21,298,842	1,254,000	2,332,539	20,220,303

議案第2号

令和5年度

久慈市魚市場事業 特別会計補正予算

(第 1 号)

令和5年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度久慈市の魚市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		千円	千円	千円
		4,458	2,002	6,460
	1 雑入	4,458	2,002	6,460
歳 入 合 計		16,772	2,002	18,774

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円	千円	千円
		8,862	2,002	10,864
	1 総務管理費	8,862	2,002	10,864
歳 出 合 計		16,772	2,002	18,774

魚市場事業特別会計
補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸収入	4,458	2,002	6,460
歳入合計	16,772	2,002	18,774

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	8,862	2,002	10,864
歳出合計	16,772	2,002	18,774

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			2,002
			2,002

2 歳 入

5 款 諸収入
1 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	4,458	2,002	6,460
計	4,458	2,002	6,460

節		区 分	金 額	説 明
1	雑入		2,002	雑入

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	8,862	2,002	10,864				2,002
計	8,862	2,002	10,864				2,002

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10 需用費	2,002	魚市場運営管理費 2,002

議案第3号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年久慈市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削り、第5項の前に見出しとして「（防疫作業手当の特例）」を付し、同項中「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」を加え、「並びに附則第3項」を削り、同項を附則第3項とし、附則第6項を附則第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員に対する防疫作業手当の特例を削除しようとするものである。

議案第4号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年久慈市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項及び別表第2の9の項中「乳幼児、小中学生」を「子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

個人番号の利用範囲に高校生等に対する医療費の給付に関する事務を加えようとするものである。

議案第5号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する
条例

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成18年久慈市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 庁舎等の設備機器の賃貸借に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

庁舎等の設備機器の賃貸借について長期継続契約を締結できるよう、所要の改正をしようとするものである。

議案第6号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第35条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第37条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第42条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び

第5項において同じ。) 」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「第1項」を「、第1項」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「、当該年度」を「当該年度」に、「納税義務者から」を「当該納税義務者から」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合」を「給与の支払を受けなかった場合」に、「当該納税義務者に」を「その者に」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第48条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第48条の6の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第79条第1項中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同項第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の9第2項並びに第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条、第45条、第48条、第48条の2（見出しを含む。）及び第48条の6（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第79条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る森林環境税の導入に向けた必要な規定等の整備、軽自動車税に係る特定小型原動機付自転車の軽自動車税の税率の新設等所要の改正をしようとするものである。

議案第7号

地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年久慈市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該同意の日が平成31年3月31日以前であるものに限る。」を削り、「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

固定資産税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置の期限を延長するとともに、所要の整備をしようとするものである。

報告第1号

令和4年度久慈市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	管財経費	29,909,000	29,909,000					29,909,000
2	総務費	1 総務管理費	広域道の駅整備事業	69,240,000	20,000,000	34,897		19,000,000		965,103
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム経費	4,919,000	4,919,000		4,918,000			1,000
3	民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	7,700,000	7,700,000		7,700,000			
3	民生費	2 児童福祉費	公立保育所運営費	515,000	514,800					514,800
4	衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	22,980,000	1,980,000		1,980,000			
6	農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔補助〕	38,837,000	38,837,000	51,650	18,418,500	16,500,000		3,866,850
6	農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業〔単独〕	4,140,000	3,957,700	71,000		2,600,000		1,286,700
7	商工費	1 商工費	交流促進センター整備事業	63,644,000	16,588,000			4,300,000		12,288,000
8	土木費	2 道路橋梁費	除雪機械整備事業	15,345,000	15,345,000		10,230,000	4,200,000		915,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔補助〕	290,781,000	290,780,700	13,530	164,270,000	113,100,000		13,397,170
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業〔単独〕	17,595,000	17,595,000			17,500,000		95,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔補助〕	36,785,000	36,558,883	53,600	19,974,000	14,600,000	1,500,000	431,283
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔単独〕	21,299,000	20,287,700	69,476		20,100,000		118,224
8	土木費	5 都市計画費	公園整備事業〔単独〕	4,000,000	4,000,000			3,600,000		400,000
9	消防費	1 消防費	消防ポンプ自動車整備事業	5,720,000	5,718,170		5,130,000			588,170
9	消防費	1 消防費	災害対策事業	8,954,000	8,954,000					8,954,000
10	教育費	2 小学校費	遠距離通学支援事業	175,000	175,000		88,000			87,000
10	教育費	2 小学校費	学校空調設備整備事業	10,918,000	10,566,000			6,800,000		3,766,000
10	教育費	2 小学校費	久慈湊小学校移転改築事業	207,240,000	207,240,000			180,000,000		27,240,000
10	教育費	3 中学校費	遠距離通学支援事業	1,225,000	1,225,000		616,000			609,000
10	教育費	3 中学校費	学校空調設備整備事業	572,000	572,000					572,000
10	教育費	4 社会教育費	文化会館運営管理費	1,969,000	1,969,000					1,969,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	教育費	5 保健体育費	円 15,130,000	円 14,291,880	円	円	円	円	円 14,291,880
10	教育費	5 保健体育費	1,172,000	1,171,500					1,171,500
11	災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	212,420,000	208,437,000		72,648,000	40,400,000		95,389,000
11	災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	180,822,000	129,845,480	18,060		129,800,000		27,420
11	災害復旧費	2 消防施設災害復旧費	14,247,000	13,147,000			12,900,000		247,000
11	災害復旧費	3 農林水産施設災害復旧費	2,536,000	400,000			200,000		200,000
11	災害復旧費	4 都市計画施設災害復旧費	60,000,000	39,300,000		20,639,000	10,300,000		8,361,000

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

報告第2号

令和4年度久慈市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業〔単独〕	円 7,529,678	円 6,313,951	円 1,215,727	円 1,215,727	円	円	円 1,000,000	円	円 215,727	補償物件の移設協議・ 調整に不測の日数を要 したため
8	土木費	5 都市計画費	公園整備事業〔単独〕	8,000,000		8,000,000	8,000,000			7,200,000		800,000	工法選定に不測の日数 を要したため
9	消防費	1 消防費	消防水利施設整備事業	13,143,000	9,588,200	3,554,800	3,554,800					3,554,800	道路管理者との協議に 不測の日数を要したた め

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

令和4年度久慈市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	取水及び浄水施設整備事業	円 62,873,800	円	円 62,873,800	円	円	円 62,873,800	円	円	新型コロナウイルス感染拡大の影響により資機材の供給に遅延が生じたため
1 資本的支出	1 建設改良費	配給水施設整備事業	円 72,527,300	円 24,180,000	円 48,347,300			円 48,347,300			布設計画の見直しにより工程に遅延が生じたため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	配水及び給水事業	円 6,520,800	円	円 6,520,800	円	円	円 6,520,800	円	円	給配水管の凍結破損による漏水が増加し工程に遅延が生じたため

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

令和4年度久慈市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費 汚水処理施設整備事業	円 83,520,000	円	円 83,520,000	円 13,930,000	円 61,700,000	円 7,890,000	円	円	新型コロナウイルス感染拡大の影響により工程に遅延が生じたため
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費 雨水処理施設整備事業	244,668,000	10,648,000	234,020,000	83,257,000	147,400,000	3,363,000			新型コロナウイルス感染拡大の影響により資機材の供給に遅延が生じたため
2	漁業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費 汚水処理施設整備事業	85,445,000		85,445,000	38,972,500	44,400,000	2,072,500			新型コロナウイルス感染拡大の影響により工程に遅延が生じたため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
2	漁業集落排水事業費用	1 営業費用 処理場施設修繕事業	円 638,000	円	円 638,000	円	円	円 638,000	円	円	新型コロナウイルス感染拡大の影響により資機材の供給に遅延が生じたため
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費 汚水処理施設修繕事業	194,991,500	81,915,000	113,076,500	39,160,000	51,400,000	22,516,500			新型コロナウイルス感染拡大の影響により作業員の確保が難航し工程に遅延が生じたため
1	公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費 雨水処理施設整備事業	564,599,200	145,421,000	419,178,200	209,435,000	209,400,000	343,200			新型コロナウイルス感染拡大の影響により資機材の供給に遅延が生じたため

令和5年6月8日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

報告第5号

児童福祉審議会条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年6月8日

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

久慈市長 遠 藤 謙 一

写

児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

久慈市長

遠藤讓一

久慈市

久慈市条例第17号

児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

児童福祉審議会条例（平成18年久慈市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例に関する専決処分の報告について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年6月8日

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

久慈市長 遠 藤 譲 一

写

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

久慈市長

遠藤 譲一

久 慈 市

久慈市条例第18号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例
第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第7号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年6月8日

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

久慈市長 遠 藤 譲 一



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

久慈市長

遠藤 護一

久慈市条例第19号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第8号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和5年5月22日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 226,369円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和5年2月19日午後1時55分頃、山形町来内地内の市道来内線において、市の保有する除雪車が、除雪作業中に一時停止し、相手方車両が後方に一時停止していたことに気づかず後進して、フロントバンパーを損傷させたものである。

令和5年6月8日提出

久慈市長 遠藤 譲一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

乙

(2) 日 時 令和5年2月19日 午後1時55分頃

(3) 場 所 久慈市山形町来内地内（市道来内線入口付近）

(4) 車 両

甲 車両登録番号 岩手 100 は 3847

乙 車両登録番号

(5) 概 況

上記日時場所において、甲が保有する車両が除雪作業中に一時停止し、乙の車両が真後ろに停車していたことに気づかず後進して、フロントバンパーに傷を発生させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた車両の損害に対し、甲は乙に226,369円を、別紙損害明細書のとおりそれぞれ支払う。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和5年 5月 22日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一



別紙

損害明細書

事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 0 円	② 226,369 円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 226,369 円 (②×③)	⑥ 0 円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して、本事故による車両損害額 226,369 円を支払う。	